

# 日本小児泌尿器科学会 学会賞運用細則

- 第1条 本会は学会賞授与制度を設け、毎年開催される学術集会での発表演題を対象として、以下に述べる選考を経て選ばれた者に授ける。なお、受賞は原則として、各部門1名、合計3名とし、複数回の受賞および連続しての受賞を妨げない。
- 第2条 名称を「日本小児泌尿器科学会 学会賞」とする。
- 第3条 学会賞は、臨床部門、基礎部門、症例報告部門の3部門でそれぞれ選考される。
- 第4条 応募演題は、学会員が国内施設で行った研究とする。
- 第5条 応募希望者は、演題応募のときに、学会賞への応募の意志の有無、および応募分野3部門うちの一つ)を記載する。なお、同一者による一部門への複数の演題応募は不可とする。
- 第6条 選考対象となる演題の筆頭演者は、学術集会最終日において満45歳未満の者とする。
- 第7条 選考方法
- 1) 一次選考は、理事全員が全演題の査読をする。ただし、50演題を超える場合は、適宜分担する。一次選考では、演者名・施設名を記載せず匿名化選考とする。また、所属施設からの応募演題の評価は行わない。評価の方法は附則に定める。
  - 2) 一次選考では、各部門で1セッションを組める演題数（各部門5題程度）を候補演題として選定する。
  - 3) 二次選考は、1部門5名の理事で審査を行う。それぞれの部門の選考委員は、学術委員長より事前に委嘱される。所属施設からの演題が含まれる部門の選考委員にはなれない。
  - 4) 二次選考は、学術集会当日、選考委員が担当候補演題の全てを聴講し、評価する。評価の方法は附則に定める。
  - 5) 選考終了後、直ちに事務局が集計し、理事長、会長、学術委員長が協議を行い、各部門の受賞者を決定する。
- 第8条 授賞式は、学術集会期間中に行い、理事長と会長の連名で表彰され、会長から賞状と副賞を授与される。1部門から複数名の受賞者があった場合、副賞は均等割する。
- 第9条 受賞者は受賞演題を論文化し、受賞年度の12月31日までに本学会雑誌に投稿することを原則とする。
- 1) 受賞者には、本学会雑誌への投稿誓約書の提出が義務づけられる。誓約書は受賞当日に渡し、提出は当日あるいは受賞後1週間以内に学術委員長宛で事務局に送付する。
  - 2) 臨床部門あるいは基礎部門の受賞者は、原著論文として投稿するものとする。ただし、原著論文として、すでに他誌に投稿済み、あるいは投稿を予定している場合には、総説論文としての投稿とする。
  - 3) 症例報告部門の受賞者は、症例報告として投稿するものとする。ただし、症例報

告として、すでに他誌に投稿済み、あるいは投稿を予定している場合には、その旨、投稿誓約書に記載して提出する。他誌に掲載された段階で、別刷り（PDF形式）とともに800字程度の要約（Word形式）を学会事務局宛にメールで送付する。なお、症例報告部門で学会賞を受賞した症例については、他誌に掲載された場合でも、本学会の優秀論文賞に応募することはできない。

- 4) 学会賞受賞演題として投稿された論文は、学術委員会で査読し、その結果を編集委員会に報告する。

第10条 学術集会におけるプログラムの構成は、学術委員長と会長との協議によって決定される。

## 附則

演題の評価方法は、下記により行う。

- 1) 一次選考では、抄録内容の査読とし、5段階評価〔5点（Excellent 約10%）、4点（Very good 約20%）、3点（Good 約40%）、2点（Fair 約20%）、1点（Poor 約10%）〕とし、演題毎の平均点で順位を決める。
- 2) 二次選考での評価は、
  - ・基礎部門の演題は
    - (1) 研究のオリジナリティ、(2) 科学的価値、(3) プレゼンテーションの分かり易さ／構成力及び資料の完成度、(4) 質疑応答の態度・説得力、の4項目とする。
  - ・臨床部門の演題は
    - (1) 臨床的意義、(2) 研究のオリジナリティ、(3) プレゼンテーションの分かり易さ／構成力及び資料の完成度、(4) 質疑応答の態度・説得力、の4項目とする。
  - ・症例報告部門の演題は
    - (1) 症例報告としての意義、(2) プレゼンテーションの分かり易さ／構成力及び資料の完成度、(3) 質疑応答の態度・説得力、の3項目とする。
  - ・各項目についてそれぞれ1～5の5段階（最も優れたものが5）の絶対評価により行い、それらの合計点を各演題の持ち点として、原則として最も高い持ち点となったものを学会賞とする。